

# NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 企画観光部 交通企画課

(担当) 堤、杉本

(電話) 06-6949-6409

平成19年 8月10日

## 平成19年度地域公共交通活性化・再生事業費補助事業 補助事業実施計画の認定について

本年5月25日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）を踏まえ公募した「地域公共交通活性化・再生事業費補助事業」について、近畿運輸局管内では京都府の「丹後地域公共交通ネットワーク改善実行計画」に基づき北近畿タンゴ鉄道利用促進協議会より「乗って守ろう、公共交通利用促進事業」が申請され、本日認定されましたのでお知らせします。

### ・乗って守ろう、公共交通利用促進事業 概要

京都府中・北部地域に形成されている北近畿タンゴ鉄道や丹後海陸交通の路線バス等の交通ネットワーク全体を、利用者にとって最適なものに改善していくため、事業者が行うダイヤ接続改善や駅・停留所の改善などと連携し、鉄道、バス等の総合交通マップ及びポケット時刻表の作成・配布などにより、乗継ぎの円滑化を図るとともに、住民参加によるイベント開催等を通じて、利用者、事業者、行政が一体となり公共交通の改善に取り組む。

（事業申請者：北近畿タンゴ鉄道利用促進協議会）



[参考資料]

地域公共交通活性化・再生事業費補助金

配布先

- ・青灯クラブ
- ・近畿電鉄記者クラブ
- ・大阪経済記者クラブ
- ・京都府府政記者クラブ（京都府より配布）

# 地域公共交通活性化・再生事業費補助金

本補助制度は、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会(法定協議会)が、同法律に基づく「**地域公共交通総合連携計画**」を策定するために必要な調査や、同連携計画に基づいて、公共交通サービスに関する**情報提供**や**利用促進活動**及び**利便性向上のための情報提供システムの開発**を行う場合に補助する制度です。

- 補助対象者 法定協議会(ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行前に組織された同法第6条に規定する内容に相当する協議会については、補助対象事業者とみなす。)
- 補助率 1/3以内(ただし、地方公共団体が協調して負担する額以内とする)  
(以下、2. 公共交通利用円滑化事業のみ適用)
- 補助要件
  - ・「地域公共交通総合連携計画」に盛り込まれている取組み内容であること(ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行前に作成された同法第5条に規定する内容に相当する計画については地域公共交通総合連携計画とみなす。)
  - ・鉄道、バス等複数モードの利用促進に資する取組みであること

## 1. 「地域公共交通総合連携計画」策定調査事業

- 「**地域公共交通総合連携計画**」を策定するために必要な調査を支援。
  - ・現況交通実態調査、交通が地域に及ぼす影響調査、ニーズ把握調査、データ分析、需要・収支採算予測、計画策定に要する事務費

## 2. 公共交通利用円滑化事業

### (1) 公共交通利用促進活動支援事業

- 公共交通サービスの**情報提供に関する取組み**を支援。
  - ・鉄道やバスの総合交通マップ(路線、ダイヤ情報)の作成費
  - ・乗継情報等の提供のためのWEBコンテンツ作成費
  - ・パンフレット・ポスター・案内板の作成費
- 公共交通機関の**利用促進活動**を支援します。
  - ・割引定期制度など公共交通機関の利用促進に資する施策に関するシステム開発・運営費(割引額の補填は対象外)・広報費
  - ・公共交通機関の利用促進に関するセミナー・シンポジウム・イベント等啓発活動の開催費(講師等の派遣費、教材の作成費、運営費、広報費)

### (2) 乗継利便性向上施設整備支援事業

- 交通結節点における**乗継情報システムの開発**を支援。
  - ・駅などの交通結節点において鉄道、バス等複数モードの乗継情報や病院、公共施設等の地域の情報を一体的総合的に提供するシステムの開発費用



※H18年度創設の公共交通利用円滑化事業費補助制度は、本事業に統合されました。